ロ）企業の高度な技術力

⑴　技術提案

１．本橋の設計・施工に関する技術的着眼点

①　本橋の構造特性を踏まえた詳細設計に関する技術的着眼点

②　本橋施工に関する交通規制最小化に関する技術的着眼点

③　張出架設における出来形精度確保に関する技術的着眼点

ただし、①～③については技術的着眼点を求めるものであり具体的方策を求めるものではない。また、技術的着眼点は、当該工事の特性を反映したものであること。

なお、これらの具体化に伴い生じる調査，解析及び対策のうち、発注者が必要と認めたものについては、その費用について発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。

２．工事中安全対策に関する具体的方策

①　工事用仮桟橋に関する安全対策（準備工・設置作業・資機材搬入、本施工時など、工事用仮桟橋に係るすべての作業における安全対策）

②　土工工事（土運搬含む）に関する安全対策

③　本工事全般における安全対策上最も重要と考えられる課題とその対策（①、②に提示した課題の重複は認めるが、その具体的方策の提案は重複しないこととする。）

３．品質確保に関する具体的方策

①　点検・維持管理に配慮した橋梁上部工の品質確保に関する具体的方策

②　高盛土の品質確保に関する具体的方策

③　剛結部のコンクリートに関する具体的方策

ただし、以下に示す具体的方策の提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。

１）鉄筋の防錆仕様を高耐久なものに変更する提案

２）膨張剤、高機能ＡＥ減水剤の追加等、コンクリート配合に影響する提案

３）ひび割れ低減ネット、繊維補強材等、コンクリートに補強材を追加する提案

４）養生設備が過剰となる提案

５）過剰な設備の追加に関する提案

６）機械式継手に関する提案

⑵　工事中のコスト削減

・契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑸　上記⑷により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　上記⑵２）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社　関西支社　総務企画部経理課　課長代理　三木　真一　電話06―6344―9241

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間　平成30年12月３日（月）から平成30年12月25日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成30年12月29日から平成31年１月３日）(以下「休日」という。)を除く)。

②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。

https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「181000081」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後４時まで、上記４⑴の場所において入手することができる。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成30年12月４日（火）から平成30年12月25日（火）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参、郵便（書留郵便に限る。）又は託送（※１）（以下「郵送等」という。）すること。

※１　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

⑷　入札書の提出期限、場所及び提出方法

①　提出期限　平成31年２月26日（火）午前11時00分まで。(ただし、郵送等による入札については、期限までに上記４⑴へ必着させること。)

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参又は郵送等すること。

⑸　開札の日時及び場所

①　開札日時　平成31年２月27日（水）午後２時30分

②　開札場所　上記４⑴の西日本高速道路株式会社　関西支社　１Ｆ　入札室

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

イ）入札保証金　免除

ロ）契約保証金　納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　低入札価格調査　上記３⑴ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

⑸　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。